

掛川市条例第20号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(消防法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第12条 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからオまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 <u>91,000円</u></p> <p>(3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからサまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからサまでに定める金額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この条において「規則」という。）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」</p>	<p>(消防法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第12条 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからオまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 <u>92,000円</u></p> <p>(3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからシまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからシまでに定める金額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この条において「規則」という。）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」</p>

という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 820,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 990,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,100,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,400,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,640,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,850,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,090,000円
- (ク) (略)

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,330,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮

という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,420,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,880,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,100,000円
- (ク) (略)

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮

き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,480,000円

(エ) (略)

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
2,120,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
4,330,000円

(ク)・(ケ) (略)

カ～シ (略)

(4) 第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからカまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める金額

ア～オ (略)

カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(エ) (略)

(オ) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 91,000円

(5)～(14) (略)

(15) 第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 次のアからオまでに掲げる検査の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額

ア～ウ (略)

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 950,000円

(エ) (略)

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,650,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロ

き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,500,000円

(エ) (略)

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
2,140,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
4,350,000円

(ク)・(ケ) (略)

カ～シ (略)

(4) 第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからカまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める金額

ア～オ (略)

カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(エ) (略)

(オ) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 92,000円

(5)～(14) (略)

(15) 第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 次のアからオまでに掲げる検査の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額

ア～ウ (略)

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 990,000円

(エ) (略)

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロ

リットル以上300,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 3,180,000円
(*) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロ
リットル以上400,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 3,890,000円
(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ
リットル以上の特定屋外タンク貯蔵所
4,450,000円

オ (略)

(16) (略)

(17) 第14条の3第1項又は第2項の規定に基づ
く特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安
に関する検査 次のアからウまでに掲げる
検査の区分に応じ、それぞれアからウまでに
定める金額

ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係
る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する
検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) (略)

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロ
リットル以上10,000キロリットル未満の
特定屋外タンク貯蔵所 410,000円

(ロ) (略)

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロ
リットル以上100,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 920,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロ
リットル以上200,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 1,160,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロ
リットル以上300,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 2,830,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロ
リットル以上400,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 3,470,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ
リットル以上の特定屋外タンク貯蔵所
4,000,000円

イ・ウ (略)

リットル以上300,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 3,320,000円
(*) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロ
リットル以上400,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 4,060,000円
(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ
リットル以上の特定屋外タンク貯蔵所
4,650,000円

オ (略)

(16) (略)

(17) 第14条の3第1項又は第2項の規定に基づ
く特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安
に関する検査 次のアからウまでに掲げる
検査の区分に応じ、それぞれアからウまでに
定める金額

ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係
る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する
検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) (略)

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロ
リットル以上10,000キロリットル未満の
特定屋外タンク貯蔵所 430,000円

(ロ) (略)

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロ
リットル以上100,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロ
リットル以上200,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 1,210,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロ
リットル以上300,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 2,950,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロ
リットル以上400,000キロリットル未満
の特定屋外タンク貯蔵所 3,620,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ
リットル以上の特定屋外タンク貯蔵所
4,170,000円

イ・ウ (略)

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

